

H21. 12. 17 原案可決

全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動能力調査の 継続とさらなる充実を求める意見書

文部科学省においては、全国学力・学習状況調査について、小学校6年生及び中学校3年生の全児童生徒を対象とする現行方式を改め「抽出調査」に変更するなど、実施方法を見直す方針を示した。

また、全国体力・運動能力調査についても先日の行政刷新会議事業仕分けの中で「抽出調査」への変更が示唆された。

全国的なこのような調査は、国、各教育委員会、各学校が教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証して改善を図るとともに、各学校が児童生徒一人一人の状況を把握し、教育指導の改善などに役立てるためのものであり、本県においても全国調査の分析結果に基づく学校現場での学力・体力向上への取組も根づき始めたところである。

全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動能力調査の目的は、国全体の傾向を把握することにとどまらず、各教育委員会及び各学校が保護者や地域住民の理解と協力のもと、教育施策及び教育活動を改善するとともに、児童生徒一人一人の状況の改善につなげることである。

よって、国会及び政府におかれては、世界最高水準の義務教育を実現するために、小6・中3の全児童生徒を対象とする全国学力・学習状況調査及び小5・中2の全児童生徒を対象とする全国体力・運動能力調査を継続して実施するとともに、その調査結果を最大限活用するなど、さらなる充実を図られることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

和歌山県議会議長 富安民浩

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣法第九条の第一順位指定大臣(副総理) 国家戦略担当大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣(行政刷新)